

# 各支部活動報告

## 1. 前橋(岡 努)

前橋支部の主な受注先は、前橋土木事務所である。平成30年度の受託件数は、前年度並みの件数であり、社会資本総合整備用地事業に関する所有権移転登記が主な案件であった。事件数は少ないが、各会員への配分については公平になるよう配慮して行った。

本年度も前橋土木事務所等受注先と良好な関係を維持しながら、受託の増加に努めたい。

## 2. 伊勢崎・佐波(五十嵐秀行)

伊勢崎・佐波支部では、同支部の司法書士と土地家屋調査士の公共嘱託社員で構成される伊勢崎佐波公共嘱託登記受託団として活動している。

受託事件の大部分は、伊勢崎土木事務所からのものであり、これらの事件は、同事務所の職員が構成員名簿に基づき順次依頼している。

その他直接に受託団あての依頼がある場合には、司法書士分については、受託団の副団長である当職が各団員に順次依頼することになっているが、前年度に続き本年度も依頼はなかった。

## 3. 桐生(川井孝之)

桐生支部の主な受注先は桐生土木事務所である。今年度は前年度同様、道路用地のほか河川・砂防用地買収事業などに関して所有権移転登記を行った。

社員への分配は桐生土木事務所が社員名簿登載順に適宜行っている。

桐生土木事務所等と引き続き良好な関係を保ち、今後も安定した受注を目指したい。

## 4. 太田(塩ノ谷久男)

本年度の公共嘱託登記の受託状況も太田市役所建築指導課からの依頼が主なもので、その受託件数は横ばい状態と思われるが、他からは依頼が減少傾向のようである。公共嘱託登記の受託が増えるように関係機関に積極的に働きかけてみることも今後必要だろう。

各社員に公平に能率よく、より多くの事件を配分できるように今後も努めていきたい。

## 5. 高崎(大河原一美)

受託先は例年通り高崎土木事務所からの公共嘱託登記が主である。

社員への配分は、社員名簿に基づいて分配されている。  
厳しい状況ではあるが、現在の受託先との信頼関係を維持できるよう努める。

## 6. 藤岡・多野（石原広秋）

公共嘱託登記は、継続的な受注先としては藤岡土木事務所が主であり、受託件数は前年度が減少した影響か、本年度は前年度と比較して大幅に増加した。

平成30年度は、国道299号線、藤岡本庄線の整備事業、及び下栗須馬庭線単独道路改築事業のための受託が主な案件であった。

社員への配分は、藤岡土木事務所に受託者名簿を提出し、土木事務所の担当者に公平な配分となるように依頼している。

## 7. 富岡・甘楽（清水博文）

公共嘱託登記は今年度も主に富岡土木事務所からの受注でした。受注件数としては、前年度よりやや増加した。

富岡土木事務所からは、平成31年1月末日現在で、富岡市においては道路事業が59件、河川事業が18件、急傾斜事業が3件。下仁田町においては道路事業が31件、砂防事業が15件、急傾斜事業が28件。南牧村においては道路事業が22件、砂防事業が14件、急傾斜事業が14件、甘楽町においては道路事業が19件。合計223件の受注を受けた。これまでと同様、受注先と良好な関係を維持し、受託につながるよう努力したい。

## 8. 安中（松岡将之）

前年同様、安中土木事務所からの受託が主である。

平成30年度受託件数は32件で、会員への分配は、土木事務所の職員が名簿に基づき順次委託している。この内訳は、西毛広域幹線道の関係と、その他一般の道路整備事業があった。

西毛広域幹線道の事業については、今後、受託件数が増加する見込みである。

## 9. 利根・沼田（藤井禎之）

公共嘱託登記は、本年度も主に沼田土木事務所からの受託でした。

その受託件数は、前年度と比較して2割程度減少した。

平成30年度は、道路改築事業及び砂防事業による受託が主な案件でした。

これまでと同様に、沼田土木事務所等受注先と良好な関係を維持できるように努めたい。

## 10. 吾妻（佐藤 優）

吾妻支部は、平成30年4月13日に支部定時総会が開催されました。

受託事件は、毎年、群馬県（中之条土木事務所他）からの発注が中心であり、今年度も同様に推移しています。

なお、受託件数・金額について支部では、まだ完全な集計ができていませんが、概ね例年並のようです。

## 11. 渋川・北群馬（吉原亜矢）

本年度も主な受託先は渋川土木事務所であった。

受託件数は、前年度より半減した。これは、南新井前橋線事業に関する登記事務が終了したためと思われる。

事業の内訳は、社会資本総合整備事業が最も多く、そのほか、南新井前橋線事業等であった。

受託方法は、委託先または分筆等を行った土地家屋調査士から役員へ受託依頼がなされ、役員が名簿の順序に基づき各社員に配分を行う方式をとっている。来年度も同様に受託及び配分を行っていく。

## 12. 館林・邑楽（青木史和）

館林・邑楽公共嘱託登記受託団

受託団は、土地家屋調査士公嘱社員・司法書士公嘱社員合同で構成、役員は2年ごとに、司法書士・土地家屋調査士、それぞれ支所長各1名・理事各1名の計4名を選任、受託団の代表責任者は、各支所長が2年ごと交互に担当する。

支部役員（平成29、30年度）

公嘱司法書士 代表責任者・支所長 大平覚、理事 青木史和

支部役員改選予定（平成31、令和2年度）

公嘱司法書士 支所長 青木史和、理事 松本貴之

なお、役員は従来おおむね名簿順で持ち回りしていたが、固辞もあって近年は平等な持ち回りが困難。

館林土木事務所・館林市役所等からの各嘱託登記の依頼は、従来から個々の会員に直接なされているため、受託総数や各会員の受託件数は不明。なお、市の道路買収事業等は市職員にて受託団会員に対して分配して委託しているとのことだが件数は減少。